

○ 電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府・法務省令第四号）

<p>改正案</p>	<p>（業務規程の記載事項） 第二十五条 法第五十九条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～三 （略） 四 法第四十七条の三第五項及び第四十七条の五第三項の規定による通知の方法に関する事項 五～十 （略）</p>
<p>現行</p>	<p>（業務規程の記載事項） 第二十五条 法第五十九条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～三 （略） （新設） 四～九 （略）</p>